

入札公告

令和8年度和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年3月3日

和歌山県知事 宮崎 泉

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度
令和8年度
 - (2) 業務名称
令和8年度和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務委託
 - (3) 業務内容
仕様書による。
 - (4) 業務履行の場所
和歌山市片岡町一丁目3番地
和歌山県議会議員会館
 - (5) 業務期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
令和8年度和歌山県議会議員会館秘書及び管理業務に係る一般競争入札参加資格申請に関する説明書に規定する入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び日時
 - (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県議会事務局総務課
 - (2) 日時
令和8年3月3日（火）午前10時から同月17日（火）午後5時までの和歌山県の休日（以下、県の休日という。）を除く日
- 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び日時等
 - (1) 仕様書及び入札説明書は和歌山県議会のホームページに掲載する。なお、同様のものを次により交付する。
 - ア 交付場所
3の（1）に同じ。
 - イ 交付日時
3の（2）に同じ。
 - (2) （1）の規定により交付する仕様書及び入札説明書等に対して質問のある者は、令和8年3月3日（火）から令和8年3月9日（月）午後5時までに、和歌山県議会事務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
 - (3) （2）の質問に対しては、原則として令和7年3月11日（水）までに書面等（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県議会事務局ホームページへの掲載及び和歌山県議会事務局総務課での備付けの方法により公表

するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、和歌山県議会事務局総務課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁第5会議室（北別館4階）

イ 入札日時

令和8年3月18日（水）午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より当該一般競争入札の参加資格がある旨決定された通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

(1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

(2) 落札者の決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、再度の入札にあつては、この限りではないこと。

(4) 契約内容に適合した履行を確保するため、最低制限価格（事後公表）を設定。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札

は、無効とする。

なお、本県より当該一般競争入札参加資格のある旨を決定された者であっても決定の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

また、最低制限価格未満の価格による入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県議会事務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県議会事務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本件は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県議会事務局総務課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3560

ファクシミリ番号 073-441-3559

- (2) この一般競争入札による契約の締結は、当該契約に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。